

平成 27 年 3 月 5 日  
公益社団法人日本監査役協会

## コーポレートガバナンス・コードに対する 当協会の考え方及び今後の方針について

昨年 12 月 17 日に金融庁から「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)」(以下、「コード原案」という)が公表されました。コード原案は、本年 1 月 23 日を期限として意見募集が行われ、当協会も意見を提出しております。

コード原案は、「コーポレートガバナンス」を「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」とした上で、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を盛り込んだものです。コード原案は、基本的にはコーポレートガバナンスの向上に向けた有用な行動規範であり、当協会としても会員の皆様が職務の執行に当たり十分留意していただくことを期待しています。

なお、適用を考えていただくに当たっては、「コンプライ オア エクスプレイン」というコード原案特有の性格についての配慮も必要です。コード原案に記載されている原則(以下、「コード原則」という)は一律に実現しなければならないものではなく、実施しないことをもって実効的なコーポレートガバナンスが実現されていないと機械的に評価することは適切ではありません。コード原則の趣旨を理解し、各企業の個別の状況を十分に尊重した対応がなされることが重要であり、その上で、実施しない原則については、株主等のステークホルダーの理解が十分に得られるよう「実施しない理由」を説明することが求められています。

コード原則には、取締役会や経営陣に対する行動規範が多く含まれていますが、当協会意見にもあるとおり、監査役、監査役会、監査等委員会及び監査委員会に対しても重要な役割・責務が期待されています。

コード原則 4-4 では、「監査役及び監査役会は取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、…独立した客観的な立場において適切な判断を行う」とともに、「期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである」と規定されています。

これは、「透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みが適切に構築・運営されているか」について、取締役会と協働して、監督機能の一翼を果たすことを監査役及び監査役会に対し期待したものです。なお、この監査役及び監査役会に対する期待は、監査等委員及び監査等委員会並びに監査委員及び監査委員会に対しても同様に期待されるものです。

監査役の職務として期待される内容は、各企業の事情に応じて変わってきますが、検討すべき点の例として、以下のような事項が考えられます。

- (1) 監査役設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社の3つの機関設計のいずれを採用するにせよ、より質の高いコーポレートガバナンスを実現するための仕組みの構築・運用に貢献すること。
- (2) 取締役会や経営陣が、コード原則の趣旨を踏まえ、実効的なコーポレートガバナンスの実現に努めているか監視すること。

コード原則は上場企業を適用の対象としたもので、最終的には取引所規則に組み込まれるものではありませんが、その内容は実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を示したものです。その趣旨を踏まえ、上場会社のみならず、非上場会社の監査役（会）、監査等委員（会）、監査委員（会）の皆様においても各企業の実情に応じて、コード原則を参考にしてコーポレートガバナンスの向上を図ることが期待されます。

また、コード原則の内容は、既に現行の監査役監査基準の内容となっているものもありますが、今後、確定したコード原則を踏まえ、必要に応じて監査役監査基準等、当協会の公表物に反映してゆく予定です。

以上